

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社駒場工務店
(法人番号9170001010320)
業者の住所：和歌山県日高郡日高川町高津尾 1 4 0 0
- 2 指名停止措置期間：令和 5 年 1 1 月 6 日から
令和 6 年 3 月 5 日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿 2 府 4 県、北陸 3 県、東海 3 県)
- 4 事実概要： 株式会社駒場工務店の代表取締役は、和歌山県日高川町が発注した小学校屋根防水改修工事など 3 工事の指名競争入札において、同町副町長より最低制限価格の算出根拠となる情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和 5 年 9 月 21 日、公契約関係競売入札妨害の疑いで和歌山県警に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 0 号（競売入札妨害又は談合）に該当するため。

指名停止措置要領付表第 2 第 1 0 号「抜粋」

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 1 0 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 1 2 号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3 月以上 1 2 月以内